

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月10日提出
【発行者名】	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 永田 喜英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【電話番号】	03-6267-1900
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）

上記ファンドを、以下「当ファンド」または単に「ファンド」、或いは「新グローバル配当株ファンド」もしくは「新グロ」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

*販売会社は、上記照会先にてご確認いただけます。

(5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(6) 【申込単位】

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

*再投資される収益分配金については1口単位とします。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

平成26年11月11日（火）から平成27年11月5日（木）まで。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社とします。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】**申込みの方法**

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

日本以外の地域における発行は行いません。

以下の日には、ご購入のお申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日のお申込み分とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
債券	年4回	北米		
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債	日々	オセアニア		
その他債券	その他	中南米		
不動産投信		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。	
	資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。	
決算頻度	年1回		目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		目論見書または信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1

好水準の配当金など、株主還元を積極的に行う企業に投資します。

- 企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元を活用している企業を選別します。
- 当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。

2


世界各国の様々な業種の企業から、株主還元^{*}に積極的な企業を選別します。

マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）




^{*}株式会社が営業活動によって得た利益の一部を、出資者である株主に還元（返還）することをいいます。代表的なものに、配当金の支払いや自社株買いがあります。

株主還元に着目して銘柄を選別することにより、安定した配当収益と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

安定した 
配当等収益
(インカム・ゲイン)

+

中長期的な 
値上がり益
(キャピタル・ゲイン)



ファンドの
運用成果

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算を行い、安定した分配を目指すとともに、年4回のボーナス分配を目指します。

- 毎月10日の決算時（休業日の場合は翌営業日とします。）に、配当等収益を中心に安定した分配を目指します。
- また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益（評価益を含みます。）を加えたボーナス分配を行うことを目指します。

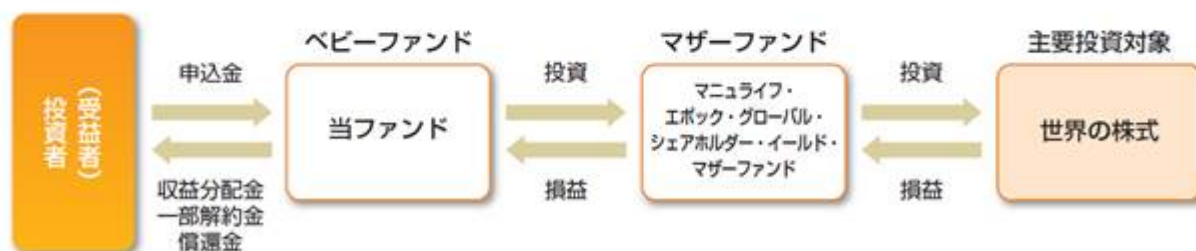


※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

- マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社、運用権限の委託先会社について

- マニライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニライフ・グループの一員として、日本で投資信託サービスを提供しています。
- マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク (USA) に運用指図に関する権限の一部を委託します。



* マニライフ・ファイナンシャル社（カナダ・トロント証券取引所）

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

[収益分配金に関する留意事項]

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

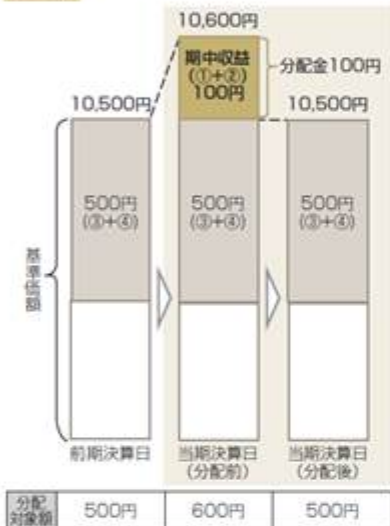
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

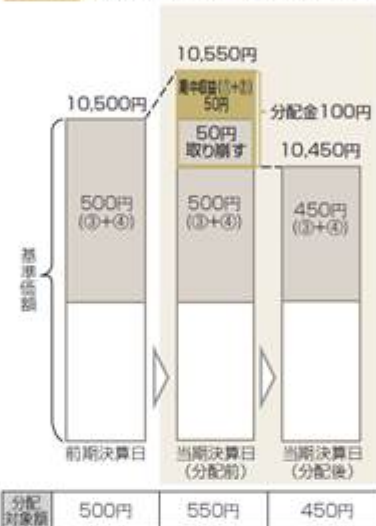
(1) 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

(2) 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

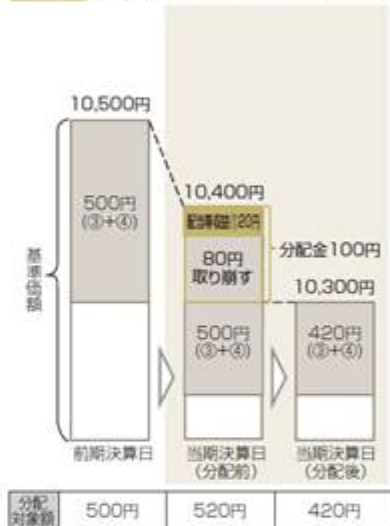
ケースA



ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

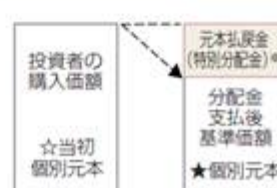
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

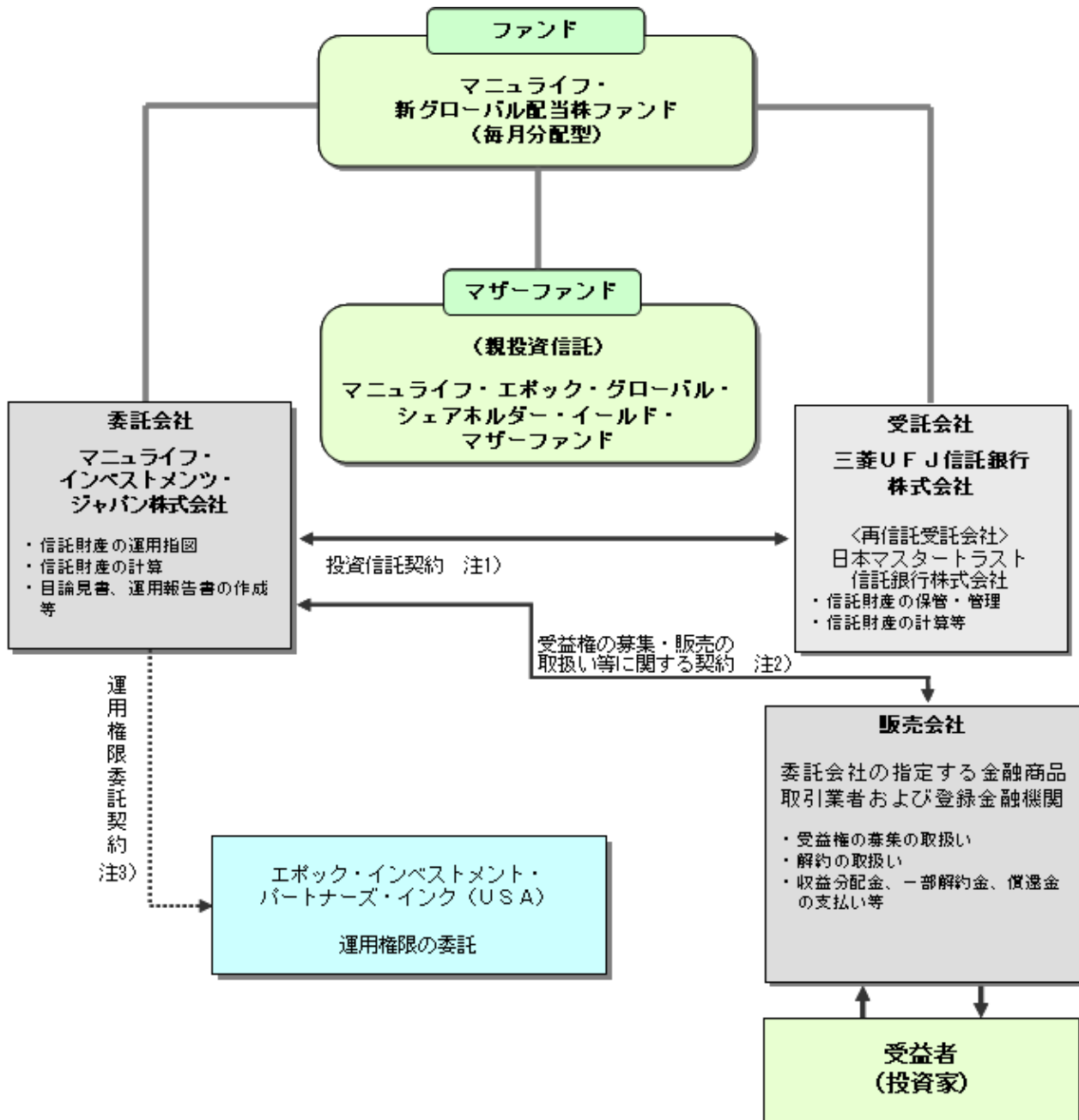
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年8月31日

当初設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社・ファンドの関係法人の役割



< 関係法人と締結している契約の概要 >

注1) 投資信託を運営するルールを規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したものの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したものの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。

委託会社の概況（平成26年8月末日現在）

1. 資本金の額 2億5,000万円
2. 代表者の役職氏名 代表取締役 永田 喜英
3. 本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
4. 沿革
 - 平成19年11月27日 会社設立
 - 平成20年 7月25日 投資運用業・第二種金融商品取引業登録
 - 平成20年 9月19日 社団法人投資信託協会 加入
 - 平成25年 1月 9日 投資助言・代理業登録平成25年1月4日付けで一般社団法人投資信託協会に変更になっています。

5. 大株主の状況

名称	住所	所有株数	比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市国領町四丁目34番地1	49,800株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

主としてマニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなどの短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資態度

1. マザーファンドを通じて実質的に主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式（ ）に分散投資を行います。
（ ）株式・・・DR（預託証券）及び上場・登録予定を含みます。
2. マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク（USA）（以下、「エポック社」といいます。）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。
 - 1) エポック社のアナリストによる調査と分析により、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して配当を含む株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得を目指します。
 - 2) 通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。
 - 3) ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。
3. マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
4. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
5. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

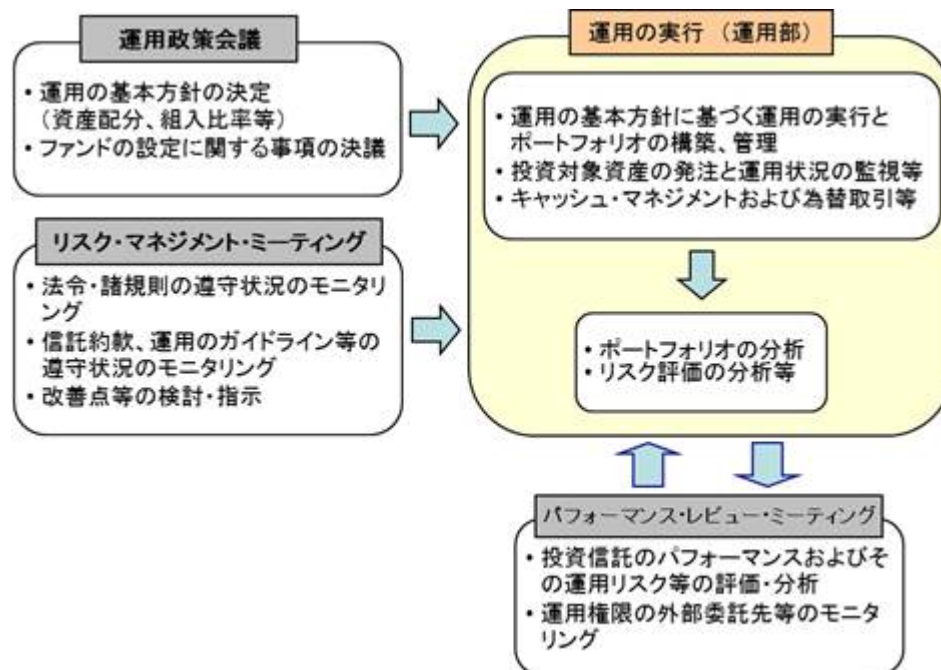
(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】



パフォーマンス・レビュー・ミーティング	運用部が投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析結果を同ミーティングに報告し、その内容について審議しております。また、運用権限の外部委託先等のモニタリング結果についても同様の審議をしております。
運用政策会議	商品企画部が策定した新ファンドの設定に関する事項および運用の基本方針について、決議を行います。
リスク・マネジメント・ミーティング	リーガル&コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記ミーティングおよび会議は、原則として、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、およびリーガル&コンプライアンス部長で構成しています。

上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。

2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期決算日から第3期決算日の間は、分配を行いません。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。

外国為替予約取引は、約款に規定する範囲で行うことができます。

- * 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

資金の借入れ

- a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令に基づく投資制限>

ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

<参考> マザーファンドの概要

（１）投資方針

基本方針

安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

主要投資対象

主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式に分散投資を行います。（新興国市場に信託財産の20%まで投資することができます。）

投資態度

- イ. 運用にあたっては、エポック社に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。
- ロ. エポック社アナリストによる調査と分析により、グローバル化する市場の中で、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得を目指します。
- ハ. 通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。
- ニ. ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。
- ホ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（２）主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替予約取引を行うことができます。

異常な投資環境においては、一時的に短期の投資適格債券に集中して投資することがあります。その場合、投資目標の達成はできないことがあります。

信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

< 主な変動要因 >

株価変動リスク

株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込むことがあります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込むことがあります。

公社債投資に係るリスク（金利リスク・信用リスク）

ファンドは、マザーファンドを通じてハイ・イールド債券を含む公社債に信託財産の20%以内で投資することがあります。

公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が元利金の債務不履行（デフォルト）を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落し損失を被ることがあります。

ハイ・イールド債券は、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安等により、デフォルト・リスクが高い傾向があります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落します。なお、新興国の債券は、よりその影響を受けやすいと考えられます。

したがって、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

< その他の留意点 >

クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

大量解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドは、解約資金を手当するために、当ファンドが投資するマザーファンド受益証券およびその組入有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。

その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、受益権口数が30億口を下回る事となった場合、またやむを得ない事情が発生した場合には繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消すことができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとして扱います。

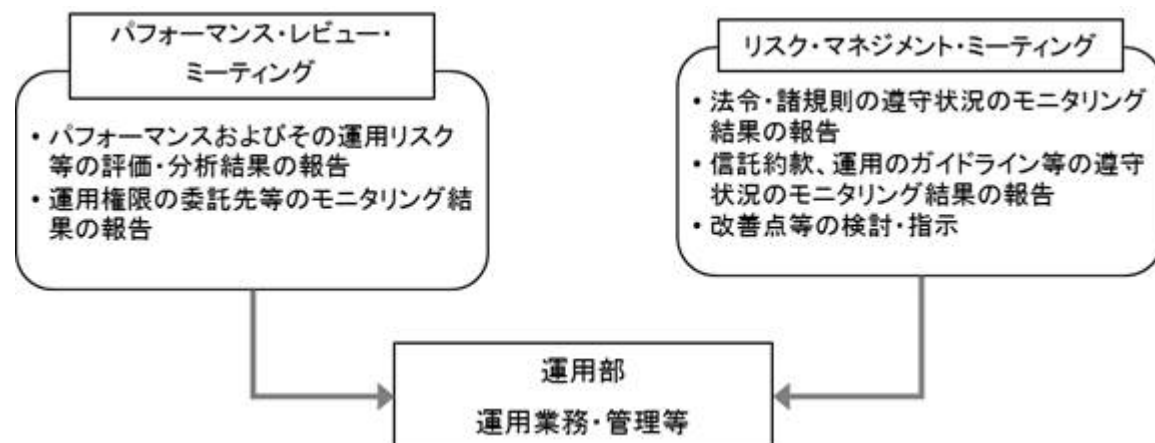
その他

- ・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来す場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

（２）投資リスクに対する管理体制

リスク管理関連の会議



パフォーマンス・レビュー・ミーティング

運用部が投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析結果を同ミーティングに報告し、その内容について審議しております。また、運用権限の外部委託先等のモニタリング結果についても同様の審議をしております。

リスク・マネジメント・ミーティング	リーガル&コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。
-------------------	---

上記ミーティングは、原則として、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、およびリーガル&コンプライアンス部長で構成しています。

上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。信託報酬の配分は、次の通りとなります。

投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬総額	委託会社	販売会社	受託会社
年率1.5336% (税抜 1.42%)	ファンドの純資産総額に対して ・100億円まで：年率0.7776% (税抜 0.72%) ・100億円超部分：年率0.7884% (税抜 0.73%)	年率0.6804% (税抜 0.63%)	ファンドの純資産総額に対して ・100億円まで：年率0.0756% (税抜 0.07%) ・100億円超部分：年率0.0648% (税抜 0.06%)

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるエポック社に受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
都 度	1. 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等 2. 受託銀行が立替えた立替金の利息 3. 信託財産に関する租税 4. 信託事務の処理に要する費用 5. 借入金の利息、融資枠の設定費用 (上記全てについて、マザーファンドにかかるものを含まず。)	実額(消費税等相当額を含みます。)運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。
毎 日	6. 信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用 7. 投資信託振替制度にかかる手数料および費用 8. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出にかかる費用 9. 繰上償還または重大な投資信託約款の変更に関する書面決議にかかる書面の作成、印刷、交付の費用および公告にかかる費用	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率(上限年率0.2%)を乗じて得た額 ^{注)} を左記6.~9.の合計額とみなします。

注) 委託会社は、この額を合理的な見積率による6.から9.の費用の合計額(消費税等相当額を含みます。)とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

お申込から換金または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年1月1日 ~ 平成49年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収(申告不要) 20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ² 20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	償還金			

1 平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は20%(所得税15%および地方税5%)となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・ 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・ 配当控除の適用はありません。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

* 上記は平成26年8月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

* 販売会社の買取りによる換金は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによる換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

* 詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

- まとめ -

	購入形態	個別元本の計算
原則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額

例 外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

収益分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

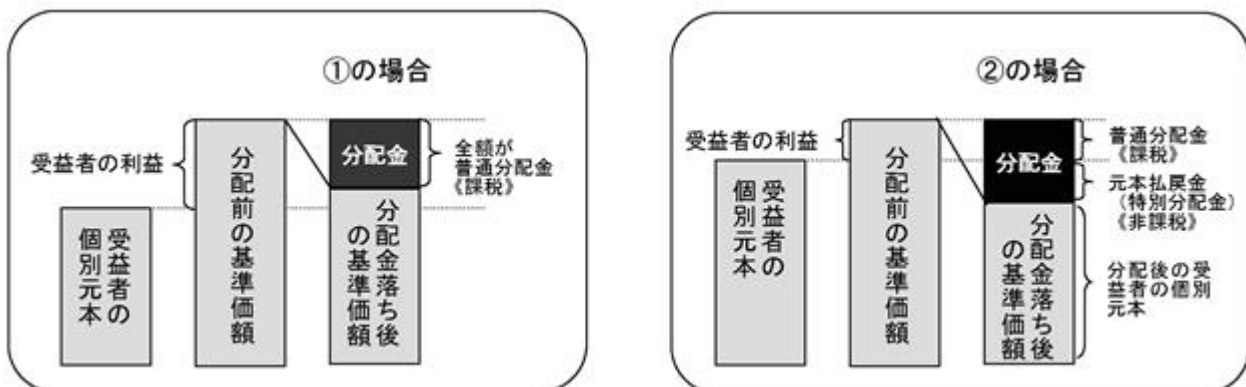
受益者が収益分配金を受取る際

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



* 上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成26年8月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20,494,087,131	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	15,014,391	0.07
合計(純資産総額)	-	20,479,072,740	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・ エポック・グローバル・ シェアホルダー・ イールド・マザーファ ンド	7,758,209,847	2.5250	19,590,157,643	2.6416	20,494,087,131	100.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	8,308,484,171	40.54
	カナダ	835,810,905	4.07
	ドイツ	1,346,652,874	6.57
	イタリア	332,075,286	1.62
	フランス	1,778,482,649	8.67
	オランダ	120,473,211	0.58

	ベルギー	120,073,160	0.58
	イギリス	4,279,383,004	20.88
	スイス	938,977,728	4.58
	スウェーデン	199,726,449	0.97
	ノルウェー	677,122,427	3.30
	オーストラリア	735,372,180	3.58
	フィリピン	139,669,312	0.68
	小 計	19,812,303,356	96.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	681,935,956	3.32
合計(純資産総額)	-	20,494,239,312	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	食品・飲料・ タバコ	89,360	4,330.30	386,956,199	4,455.15	398,112,311	1.94
2	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	253,935	1,425.23	361,917,483	1,542.69	391,744,813	1.91
3	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・ タバコ	86,715	4,113.95	356,741,854	4,451.48	386,010,383	1.88
4	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	55,880	6,669.84	372,711,000	6,780.56	378,897,737	1.85
5	アメリカ	株式	LORILLARD INC	食品・飲料・ タバコ	60,410	5,866.27	354,381,559	6,153.85	371,754,489	1.81
6	スイス	株式	SWISSCOM AG-REG	電気通信 サービス	6,045	57,282.83	346,274,726	60,544.91	365,994,041	1.79
7	カナダ	株式	BCE INC	電気通信 サービス	77,250	4,560.30	352,283,222	4,668.55	360,645,573	1.76
8	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信 サービス	70,230	5,120.49	359,612,225	5,125.79	359,984,470	1.76
9	フランス	株式	VINCI SA	資本財	51,745	7,037.62	364,161,705	6,732.69	348,383,292	1.70
10	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	137,710	2,709.58	373,137,132	2,517.53	346,689,111	1.69
11	アメリカ	株式	HEALTH CARE REIT INC	不動産	49,800	6,397.59	318,600,193	6,957.84	346,500,522	1.69
12	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	エネルギー	40,425	7,916.18	320,011,626	8,422.65	340,485,650	1.66
13	イギリス	株式	UNITED UTILITIES GROUP PLC	公益事業	221,425	1,398.00	309,552,812	1,529.79	338,734,016	1.65
14	イタリア	株式	TERNA SPA	公益事業	619,745	520.24	322,419,415	535.82	332,075,286	1.62

15	アメリカ	株式	REYNOLDS AMERICAN INC	食品・飲料・タバコ	54,800	5,775.38	316,491,120	6,016.92	329,727,216	1.61
16	オーストラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	608,125	506.94	308,283,818	537.54	326,895,283	1.60
17	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	42,965	7,395.68	317,755,501	7,605.17	326,756,533	1.59
18	アメリカ	株式	CENTURYLINK INC	電気通信サービス	76,805	3,629.27	278,746,161	4,238.81	325,562,294	1.59
19	アメリカ	株式	PPL CORPORATION	公益事業	90,485	3,389.23	306,675,376	3,573.84	323,379,184	1.58
20	フランス	株式	EDF	公益事業	95,250	3,457.49	329,326,101	3,385.49	322,468,284	1.57
21	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	409,915	736.12	301,749,115	761.97	312,343,031	1.52
22	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	198,115	1,626.91	322,317,206	1,563.16	309,686,791	1.51
23	ノルウェー	株式	YARA INTERNATIONAL ASA	素材	58,845	4,708.06	277,045,875	5,245.19	308,653,558	1.51
24	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	85,140	3,625.72	308,694,326	3,603.92	306,838,396	1.50
25	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	811,419	379.06	307,583,355	356.80	289,520,692	1.41
26	イギリス	株式	CENTRICA PLC	公益事業	520,235	564.40	293,624,812	549.10	285,664,825	1.39
27	アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORP	資本財	15,695	16,161.92	253,661,396	18,061.13	283,469,498	1.38
28	イギリス	株式	SSE PLC	公益事業	105,735	2,592.06	274,072,363	2,594.96	274,378,772	1.34
29	ドイツ	株式	BASF SE	素材	24,865	11,012.22	273,818,897	10,678.22	265,513,960	1.30
30	ドイツ	株式	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	自動車・自動車部品	30,500	8,873.20	270,632,760	8,501.00	259,280,549	1.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.業種別及び種類別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	外国	エネルギー	5.43
		素材	6.36
		資本財	5.65
		商業・専門サービス	1.33
		運輸	0.53
		自動車・自動車部品	1.27
		耐久消費財・アパレル	0.79
		消費者サービス	1.31
		メディア	3.08
		食品・生活必需品小売り	0.47
		食品・飲料・タバコ	14.08
		家庭用品・パーソナル用品	0.93
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.51
		銀行	3.77
		各種金融	1.06
		保険	3.58
		不動産	3.41
		ソフトウェア・サービス	1.32
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.05
電気通信サービス	15.24		
公益事業	17.09		
半導体・半導体製造装置	1.43		
合計		96.67	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	3,370,894.73	350,000,000	349,662,910	1.70
	カナダドル	買建	111,847.15	10,717,627	10,682,521	0.05
	ユーロ	買建	183,567.90	25,105,038	25,102,910	0.12
	英ポンド	買建	220,988.61	38,019,172	38,023,300	0.18
	スイスフラン	買建	84,537.99	9,588,801	9,584,071	0.04
	スウェーデンクローナ	買建	142,372.68	2,117,694	2,118,505	0.01
	ノルウェークローネ	買建	430,504.17	7,220,121	7,223,859	0.03
	オーストラリアドル	買建	80,597.78	7,826,937	7,817,178	0.03
	米ドル	売建	969,189.20	100,595,390	100,533,992	0.49

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(平成23年2月10日)	11,500,971	11,532,147	1.1067	1.1097
第2特定期間	(平成23年8月10日)	1,011,887,937	1,015,151,342	0.9302	0.9332
第3特定期間	(平成24年2月10日)	1,186,221,842	1,189,731,843	1.0139	1.0169
第4特定期間	(平成24年8月10日)	1,879,401,848	1,885,009,274	1.0055	1.0085
第5特定期間	(平成25年2月12日)	1,984,599,733	1,989,477,189	1.2207	1.2237
第6特定期間	(平成25年8月12日)	3,764,157,684	3,774,009,965	1.1462	1.1492
第7特定期間	(平成26年2月10日)	6,190,033,223	6,207,147,845	1.0850	1.0880
第8特定期間	(平成26年8月11日)	18,607,188,724	18,661,740,535	1.0233	1.0263
	平成25年 8 月末日	3,836,636,844	-	1.1394	-
	平成25年 9 月末日	3,984,275,981	-	1.1276	-
	平成25年10月末日	3,868,387,573	-	1.1825	-
	平成25年11月末日	3,666,416,667	-	1.2220	-
	平成25年12月末日	4,659,222,445	-	1.1458	-
	平成26年 1 月末日	5,971,964,198	-	1.0910	-
	平成26年 2 月末日	6,770,464,153	-	1.1185	-
	平成26年 3 月末日	7,875,816,037	-	1.0851	-
	平成26年 4 月末日	8,766,441,144	-	1.1081	-
	平成26年 5 月末日	9,476,933,777	-	1.1113	-
	平成26年 6 月末日	13,191,932,308	-	1.0685	-
	平成26年 7 月末日	18,488,088,001	-	1.0627	-
	平成26年 8 月末日	20,479,072,740	-	1.0714	-

【分配の推移】

特定期間		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日	0.0360
第2特定期間	自 平成23年2月11日 至 平成23年8月10日	0.0720
第3特定期間	自 平成23年8月11日 至 平成24年2月10日	0.0180
第4特定期間	自 平成24年2月11日 至 平成24年8月10日	0.0650
第5特定期間	自 平成24年8月11日 至 平成25年2月12日	0.0450
第6特定期間	自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	0.2120
第7特定期間	自 平成25年8月13日 至 平成26年2月10日	0.1820
第8特定期間	自 平成26年2月11日 至 平成26年8月11日	0.1220

【収益率の推移】

特定期間		収益率 (%)
第1特定期間	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日	14.3
第2特定期間	自 平成23年2月11日 至 平成23年8月10日	9.4
第3特定期間	自 平成23年8月11日 至 平成24年2月10日	10.9
第4特定期間	自 平成24年2月11日 至 平成24年8月10日	5.6
第5特定期間	自 平成24年8月11日 至 平成25年2月12日	25.9
第6特定期間	自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	11.3
第7特定期間	自 平成25年8月13日 至 平成26年2月10日	10.5
第8特定期間	自 平成26年2月11日 至 平成26年8月11日	5.6

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前作成期末基準価額」といいます。）を控除した額を前作成期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

特定期間		設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日	22,591,774	12,199,692	10,392,082
第2特定期間	自 平成23年2月11日 至 平成23年8月10日	1,080,476,556	3,066,905	1,087,801,733
第3特定期間	自 平成23年8月11日 至 平成24年2月10日	125,489,762	43,291,094	1,170,000,401
第4特定期間	自 平成24年2月11日 至 平成24年8月10日	785,652,093	86,510,326	1,869,142,168
第5特定期間	自 平成24年8月11日 至 平成25年2月12日	468,824,803	712,147,990	1,625,818,981
第6特定期間	自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	2,789,188,510	1,130,913,577	3,284,093,914
第7特定期間	自 平成25年8月13日 至 平成26年2月10日	4,949,098,919	2,528,318,681	5,704,874,152
第8特定期間	自 平成26年2月11日 至 平成26年8月11日	14,719,160,350	2,240,097,501	18,183,937,001

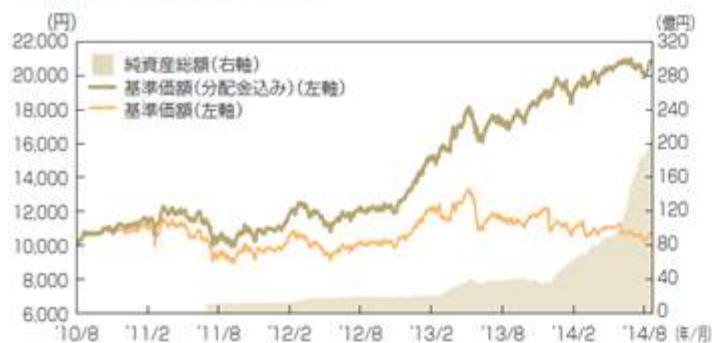
(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移

2014年8月29日現在



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
 ※基準価額（分配金込み）は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	10,714円
純資産総額	204.8億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

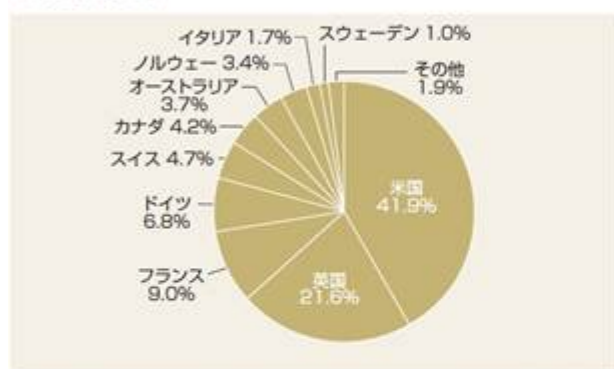
2014年4月	30円
2014年5月	30円
2014年6月	500円
2014年7月	30円
2014年8月	30円
直近1年間合計	3,040円
設定来合計	7,520円

※分配金の額は収益配分方針に基づき委託会社が決定します。
 過去の分配金実績は将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

国別構成比率*1



業種別構成比率*2



*1：現物株式評価額に対する比率です。国名は組入れ銘柄の法人登録国を示しています。また、数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。
 *2：現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。また、数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

組入上位10銘柄

	組入銘柄	国	業種	構成比率*3
1	インベリアル・タバコ・グループ	英国	生活必需品	1.9%
2	ナショナル・グリッド	英国	公益事業	1.9%
3	アルトリア・グループ	米国	生活必需品	1.9%
4	トタル	フランス	エネルギー	1.8%
5	ロリロード	米国	生活必需品	1.8%
6	スイスコム	スイス	電気通信サービス	1.8%
7	ピーシーイー・インク	カナダ	電気通信サービス	1.8%
8	ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	電気通信サービス	1.8%
9	ヴァンシ	フランス	資本財・サービス	1.7%
10	グラクソ・スミスクライン	英国	ヘルスケア	1.7%

*3：純資産総額に対する比率です。

*個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄については将来の組入れを保障するものではありません。

*業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

年間収益率の推移（当ファンドにベンチマークはありません。）



*4：2010年：2010年8月31日～2010年12月末の収益率 *5：2014年：2014年1月～2014年8月末の収益率

*ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付（販売会社の営業日）

平成26年11月11日（火）から平成27年11月5日（木）まで。

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

申込単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

<照会先>

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

ホームページアドレス <http://www.mlj.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

申込手数料

1. 申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

2. 受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記の<照会先>においてもご確認いただけます。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と分配金を税引後申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」があります。販売会社によっては、一方しかお取扱いしない場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります。この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

申込受付時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた取得申込み（当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締切ることとしている場合があります。

申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

その他

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。
- ・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

解約単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約価額

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額です。

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧ください。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等] 申込価額の記載をご参照下さい。

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。

- ・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口解約について、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

その他

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消することがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約のお申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 × 1万口

(注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

外国の金融商品取引所上場株式	原則として、当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。(注)
外国の店頭登録株式	原則として、海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場、または最終買気配相場で評価します。(注)

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(注) 原則として、基準価額計算日の前営業日とします。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等] 申込価額の記載をご参照下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、平成22年8月31日から無期限です。

ただし、後記(5)[その他]1.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1. ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回るようになった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大

な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

2. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記からまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3. 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「ファンドの償還条件等」または「信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mlij.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5. 運用報告書

毎年2月および8月の決算時、および償還時に運用報告書（2014年12月1日以降、交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して交付します。

6. 関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

< 信託約款の変更について >

ファンドは平成26年12月1日を適用日として以下の内容等の約款変更を予定しています。

（下線部 〃 は変更部分を、「 〃 」は該当する条文の番号を示します。）

変更後	変更前
<p>（信託契約の解約）</p> <p>第 〃 条（略）</p> <p>～ （略）</p> <p>第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。</p> <p>（略）</p>	<p>（信託契約の解約）</p> <p>第 〃 条（同左）</p> <p>～ （同左）</p> <p>第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上</u>にあたる多数をもって行います。</p> <p>（同左）</p>
<p>（信託約款の変更等）</p> <p>第 〃 条（略）</p> <p>委託者は、前項の事項（同項の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。</u>以下、合わせて「<u>重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに<u>重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を</u>発します。</p> <p>（略）</p> <p>第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。</p> <p>～ （略）</p>	<p>（信託約款の変更等）</p> <p>第 〃 条（同左）</p> <p>委託者は、前項の事項（同項の変更事項にあつては、<u>その内容が重大なものに該当する場合に限り</u>ます。以下、<u>併合と合わせて「重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに<u>重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を</u>発します。</p> <p>（同左）</p> <p>第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上</u>にあたる多数をもって行います。</p> <p>～ （同左）</p>
<p>（<u>反対受益者の受益権買取請求の不適用</u>）</p> <p>第 〃 条 この信託は、<u>受益者が第 〃 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 〃 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</u></p>	<p>（<u>反対者の買取請求権</u>）</p> <p>第 〃 条 第 〃 条に規定する信託契約の解約または第 〃 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、<u>書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</u>この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、<u>第 〃 条第 〃 項または前条第 〃 項に規定する書面に付記</u>します。</p>

<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------------------

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。
- ・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

(注)「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注)償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

- ・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

(第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。)

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年2月11日から平成26年8月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成26年2月10日現在)	当特定期間 (平成26年8月11日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,190,033,223	18,607,188,724
未収入金	29,521,756	88,592,093
流動資産合計	6,219,554,979	18,695,780,817
資産合計	6,219,554,979	18,695,780,817
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,114,622	54,551,811
未払解約金	5,028,338	10,323,634
未払受託者報酬	350,811	1,081,541
未払委託者報酬	6,765,570	22,274,019
その他未払費用	262,415	361,088
流動負債合計	29,521,756	88,592,093
負債合計	29,521,756	88,592,093
純資産の部		
元本等		
元本	5,704,874,152	18,183,937,001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	485,159,071	423,251,723
（分配準備積立金）	324,287,736	807,011,022
元本等合計	6,190,033,223	18,607,188,724
純資産合計	6,190,033,223	18,607,188,724
負債純資産合計	6,219,554,979	18,695,780,817

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間		当特定期間	
	自	平成25年8月13日 至 平成26年2月10日	自	平成26年2月11日 至 平成26年8月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		362,502,100		69,566,120
営業収益合計		362,502,100		69,566,120
営業費用				
受託者報酬		1,529,241		3,808,249
委託者報酬		29,492,336		75,306,430
その他費用		1,677,312		1,797,159
営業費用合計		32,698,889		80,911,838
営業利益又は営業損失()		329,803,211		11,345,718
経常利益又は経常損失()		329,803,211		11,345,718
当期純利益又は当期純損失()		329,803,211		11,345,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		46,305,805		15,495,115
期首剰余金又は期首欠損金()		480,063,770		485,159,071
剰余金増加額又は欠損金減少額		639,347,384		1,136,940,649
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		639,347,384		1,136,940,649
剰余金減少額又は欠損金増加額		322,845,685		194,050,605
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		322,845,685		194,050,605
分配金		594,903,804		977,956,559
期末剰余金又は期末欠損金()		485,159,071		423,251,723

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は平成26年8月10日が休日のため、平成26年2月11日から平成26年8月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間 平成26年2月10日現在	当特定期間 平成26年8月11日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	3,284,093,914 円	5,704,874,152 円
期中追加設定元本額	4,949,098,919 円	14,719,160,350 円
期中一部解約元本額	2,528,318,681 円	2,240,097,501 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	5,704,874,152 口	18,183,937,001 口
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (特定期間末日における1万口当たり純資産額)	1.0850 円 10,850 円	1.0233 円 10,233 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前特定期間	当特定期間
	自 平成25年8月13日 至 平成26年2月10日	自 平成26年2月11日 至 平成26年8月11日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.425%以内の額	純資産総額に対して年率0.425%以内の額
2. 分配金の計算過程	自 平成25年8月13日 至 平成25年9月10日	自 平成26年2月11日 至 平成26年3月10日
計算期間末における配当等 収益から費用を控除した額	14,583,053円	46,363,193円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	133,074,834円
信託約款に規定される収益調整金	557,648,491円	892,410,329円
信託約款に規定される分配準備積立金	369,710,439円	316,334,744円
分配対象収益 (1万口当たり)	941,941,983円 2,795円	1,388,183,100円 2,207円
分配金額 (1万口当たり)	168,444,064円 500円	377,336,312円 600円
計算期間末における配当等 収益から費用を控除した額	自 平成25年9月11日 至 平成25年10月10日 1,647,651円	自 平成26年3月11日 至 平成26年4月10日 17,213,108円

有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	2,413,046円
信託約款に規定される収益調整金	454,250,128円	716,808,424円
信託約款に規定される分配準備積立金	368,254,935円	465,779,694円
分配対象収益 (1万口当たり)	824,152,714円 2,301円	1,202,214,272円 1,637円
分配金額 (1万口当たり)	10,741,501円 30円	22,018,737円 30円
	自 平成25年10月11日 至 平成25年11月11日	自 平成26年4月11日 至 平成26年5月12日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	5,720,838円	40,687,557円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	104,898,487円	167,431,525円
信託約款に規定される収益調整金	442,018,343円	843,155,931円
信託約款に規定される分配準備積立金	301,844,143円	464,739,261円
分配対象収益 (1万口当たり)	854,481,811円 2,610円	1,516,014,274円 1,868円
分配金額 (1万口当たり)	9,818,944円 30円	24,345,490円 30円
	自 平成25年11月12日 至 平成25年12月10日	自 平成26年5月13日 至 平成26年6月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	13,067,100円	45,222,441円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	123,690,368円	145,721,729円
信託約款に規定される収益調整金	490,483,573円	1,065,879,835円
信託約款に規定される分配準備積立金	317,798,932円	615,293,340円
分配対象収益 (1万口当たり)	945,039,973円 3,023円	1,872,117,345円 2,052円
分配金額 (1万口当たり)	375,090,243円 1,200円	455,995,106円 500円
	自 平成25年12月11日 至 平成26年1月10日	自 平成26年6月11日 至 平成26年7月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	8,813,402円	29,693,294円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	52,419,117円	0円
信託約款に規定される収益調整金	567,634,774円	1,491,533,207円

信託約款に規定される分配準備積立金	267,843,318円	781,307,007円
分配対象収益 （1万口当たり）	896,710,611円 1,964円	2,302,533,508円 1,580円
分配金額 （1万口当たり）	13,694,430円 30円	43,709,103円 30円
	自 平成26年 1月11日 至 平成26年 2月10日	自 平成26年 7月11日 至 平成26年 8月11日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	5,078,469円	6,500,984円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	786,406,460円	2,022,312,044円
信託約款に規定される分配準備積立金	319,209,267円	800,510,038円
分配対象収益 （1万口当たり）	1,110,694,196円 1,946円	2,829,323,066円 1,555円
分配金額 （1万口当たり）	17,114,622円 30円	54,551,811円 30円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な審査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前特定期間	当特定期間
	自 平成25年 8月13日 至 平成26年 2月10日	自 平成26年 2月11日 至 平成26年 8月11日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間(平成26年2月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	142,677,767
合 計	142,677,767

当特定期間(平成26年8月11日現在)

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	619,752,866
合 計	619,752,866

(デリバティブ取引に関する注記)

前特定期間(平成26年2月10日現在)

該当事項はありません。

当特定期間(平成26年8月11日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド	7,380,583,366	18,607,188,724	
	小計		7,380,583,366	18,607,188,724	
	合計		7,380,583,366	18,607,188,724	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	平成26年2月10日現在	平成26年8月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	140,969,891	556,437,249
コール・ローン	108,980,937	332,323,215
株式	6,060,540,767	18,095,154,698
派生商品評価勘定	440,649	100,876
未収入金	-	-
未収配当金	10,173,200	35,515,213
未収利息	89	182
流動資産合計	6,321,105,533	19,019,531,433
資産合計	6,321,105,533	19,019,531,433
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	366,252	208,634
未払金	101,263,714	323,778,455
未払解約金	29,521,756	88,592,093
流動負債合計	131,151,722	412,579,182
負債合計	131,151,722	412,579,182
純資産の部		
元本等		
元本	2,605,781,193	7,380,583,366
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,584,172,618	11,226,368,885
元本等合計	6,189,953,811	18,606,952,251
純資産合計	6,189,953,811	18,606,952,251
負債純資産合計	6,321,105,533	19,019,531,433

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成26年2月10日現在	平成26年8月11日現在
1. 元本の推移 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における解約元本額 同特定期間末日における元本の内訳 マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型） 合計	1,771,701,819 円 2,358,962,242 円 1,524,882,868 円 2,605,781,193 円 2,605,781,193 円	2,605,781,193 円 6,141,895,320 円 1,367,093,147 円 7,380,583,366 円 7,380,583,366 円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,605,781,193 口	7,380,583,366 口
3. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3755 円 23,755 円	2.5211 円 25,211 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	---

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成25年 8月13日 至 平成26年 2月10日	自 平成26年 2月11日 至 平成26年 8月11日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成26年2月10日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
----	--------------------

株式	14,809,322
合 計	14,809,322

（平成26年 8月11日現在）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	130,550,467
合 計	130,550,467

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成26年 2月10日現在）

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち一年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
ユーロ	7,533,857	-	7,600,861	67,004
イギリスポンド	40,528,383	-	40,834,209	305,826
スイスフラン	3,419,829	-	3,441,510	21,681
スウェーデンクローナ	399,313	-	402,077	2,764
ノルウェークローネ	2,134,444	-	2,159,455	25,011
オーストラリアドル	2,308,452	-	2,326,815	18,363
売建				
アメリカドル	56,324,278	-	56,690,530	366,252
合計	112,648,556	-	113,455,457	74,397

（平成26年 8月11日現在）

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち一年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
カナダドル	7,027,597	-	7,007,957	19,640
ユーロ	32,096,953	-	32,150,393	53,440
イギリスポンド	50,654,733	-	50,470,608	184,125
スイスフラン	12,108,409	-	12,114,517	6,108
スウェーデンクローナ	2,768,023	-	2,766,173	1,850
ノルウェークローネ	8,989,193	-	8,991,862	2,669

オーストラリアドル 売建	9,964,417	-	9,970,646	6,229
アメリカドル	123,609,325	-	123,579,914	29,411
合計	247,218,650	-	247,052,070	107,758

(注) 時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (ア) 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- (イ) 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CONOCOPHILLIPS	24,220	81.33	1,969,812.60	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	38,625	80.38	3,104,677.50	
	DOW CHEMICAL	36,280	52.28	1,896,718.40	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	16,760	65.04	1,090,070.40	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	41,810	34.51	1,442,863.10	
	DEERE & CO	10,560	86.98	918,508.80	
	EMERSON ELECTRIC CO	16,835	62.80	1,057,238.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	15,000	165.80	2,487,000.00	
	RR DONNELLEY & SONS CO	81,105	16.99	1,377,973.95	
	WASTE MANAGEMENT INC	23,640	45.18	1,068,055.20	
	MATTEL INC	42,980	35.78	1,537,824.40	
	MCDONALD'S CORP	11,890	93.55	1,112,309.50	
	REGAL ENTERTAINMENT GROUP-A	69,540	20.20	1,404,708.00	
	ALTRIA GROUP INC	82,870	41.63	3,449,878.10	
	COCA-COLA CO/THE	26,065	39.45	1,028,264.25	
DIAGEO PLC-SPONSORED ADR	8,130	116.91	950,478.30		

	LORILLARD INC	57,735	60.41	3,487,771.35	
	PEPSICO INC	12,255	90.29	1,106,503.95	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	22,705	83.84	1,903,587.20	
	REYNOLDS AMERICAN INC	52,365	57.07	2,988,470.55	
	KIMBERLY-CLARK CORP	16,170	107.31	1,735,202.70	
	ABBVIE INC	26,815	52.82	1,416,368.30	
	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	15,755	68.49	1,079,059.95	
	JOHNSON & JOHNSON	11,405	101.08	1,152,817.40	
	MERCK & CO. INC.	25,230	56.55	1,426,756.50	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	85,885	14.51	1,246,191.35	
	WELLS FARGO & CO	30,505	50.00	1,525,250.00	
	CME GROUP INC	26,150	73.35	1,918,102.50	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	22,625	44.97	1,017,446.25	
	CORRECTIONS CORP OF AMERICA	52,960	35.10	1,858,896.00	
	HEALTH CARE REIT INC	47,585	63.10	3,002,613.50	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	14,255	81.12	1,156,365.60	
	MICROSOFT CORP	29,155	43.20	1,259,496.00	
	APPLE INC	19,355	94.74	1,833,692.70	
	AT&T INC	81,350	34.47	2,804,134.50	
	CENTURYLINK INC	73,405	39.86	2,925,923.30	
	PHILIPPINE LONG DIST -SP ADR	16,925	67.70	1,145,822.50	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	67,115	48.70	3,268,500.50	
	AMEREN CORPORATION	57,735	38.13	2,201,435.55	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	14,835	67.85	1,006,554.75	
	DUKE ENERGY CORP	41,045	71.75	2,944,978.75	
	PPL CORPORATION	86,470	33.00	2,853,510.00	
	SOUTHERN CO	31,590	43.53	1,375,112.70	
	TECO ENERGY INC	124,260	17.49	2,173,307.40	
	KLA-TENCOR CORPORATION	16,680	72.34	1,206,631.20	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	29,835	45.97	1,371,514.95	
アメリカドル 小計		1,756,465		82,288,398.40 (8,405,759,896)	
カナダドル	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	67,025	26.77	1,794,259.25	
	BCE INC	73,810	48.21	3,558,380.10	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	29,660	42.29	1,254,321.40	
カナダドル 小計		170,495		6,606,960.75 (614,843,767)	
ユーロ	TOTAL SA	53,365	48.33	2,579,130.45	
	BASF SE	23,730	73.95	1,754,833.50	
	VINCI SA	49,375	46.78	2,309,762.50	
	DEUTSCHE POST AG-REG	30,145	23.35	703,885.75	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	29,045	59.27	1,721,497.15	
	WOLTERS KLUWER	39,715	19.81	786,754.15	

	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	10,020	79.26	794,185.20	
	SANOFI	13,565	77.65	1,053,322.25	
	ALLIANZ SE-REG	8,410	121.90	1,025,179.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	11,495	148.60	1,708,157.00	
	SCOR SE	64,115	23.55	1,510,228.82	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	5,099	191.70	977,478.30	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	189,195	11.09	2,098,172.55	
	VIVENDI	71,523	19.13	1,368,592.60	
	EDF	90,940	23.80	2,164,826.70	
	TERNA SPA	591,640	3.70	2,193,801.12	
ユーロ 小計		1,281,377		24,749,807.04 (3,388,496,081)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	391,375	4.21	1,649,254.25	
	COMPASS GROUP PLC	146,144	9.53	1,393,483.04	
	PEARSON PLC	84,695	11.06	936,726.70	
	WM MORRISON SUPERMARKETS	284,630	1.69	482,732.48	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	40,465	34.18	1,383,093.70	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	85,265	24.83	2,117,129.95	
	UNILEVER PLC	32,475	25.46	826,813.50	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	131,485	13.80	1,814,493.00	
	VODAFONE GROUP PLC	774,659	1.91	1,486,570.62	
	CENTRICA PLC	496,710	3.07	1,529,370.09	
	NATIONAL GRID PLC	242,405	8.46	2,050,746.30	
	SEVERN TRENT PLC	42,798	18.82	805,458.36	
	SSE PLC	101,015	14.55	1,469,768.25	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	211,425	8.38	1,771,741.50	
イギリスポンド 小計		3,065,546		19,717,381.74 (3,379,559,230)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	14,660	68.85	1,009,341.00	
	NOVARTIS AG-REG	21,475	76.95	1,652,501.25	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	7,660	258.20	1,977,812.00	
	SWISSCOM AG-REG	5,815	499.70	2,905,755.50	
スイスフラン 小計		49,610		7,545,409.75 (850,895,857)	
スウェーデンクローナ	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	39,220	320.50	12,570,010.00	
スウェーデンクローナ 小計		39,220		12,570,010.00 (186,287,548)	
ノルウェークローネ	STATOIL ASA	58,130	176.70	10,271,571.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	56,205	283.00	15,906,015.00	
	ORKLA ASA	191,273	53.95	10,319,178.35	
ノルウェークローネ 小計		305,608		36,496,764.35 (597,817,000)	
オーストラリアドル	BHP BILLITON LTD	38,635	37.74	1,458,084.90	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	13,980	80.13	1,120,217.40	

	WESTPAC BANKING CORP	41,719	33.03	1,377,978.57	
	TELSTRA CORP LTD	580,565	5.39	3,129,245.35	
オーストラリアドル 小計		674,899		7,085,526.22 (671,495,319)	
合計		7,343,220		18,095,154,698 (18,095,154,698)	

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 46銘柄	100.00%	46.5%
カナダドル	株式 3銘柄	100.00%	3.4%
ユーロ	株式 16銘柄	100.00%	18.7%
イギリスポンド	株式 14銘柄	100.00%	18.7%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.00%	4.7%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.00%	1.0%
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	100.00%	3.3%
オーストラリアドル	株式 4銘柄	100.00%	3.7%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成26年8月29日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	20,508,520,335 円
負債総額	29,447,595 円
純資産総額(-)	20,479,072,740 円
発行済口数	19,114,662,606 口
1口当たり純資産額(/)	1.0714 円

(参考) マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド
純資産額計算書

資産総額	21,347,466,034 円
負債総額	853,226,722 円
純資産総額(-)	20,494,239,312 円
発行済口数	7,758,209,847 口
1口当たり純資産額(/)	2.6416 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	2億5,000万円
発行可能株式の総数	80,000株
発行済株式総数	49,800株

最近5年間の資本金の額の増減：

- 平成22年6月23日： 資本金の額を4億9,500万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更
- 平成24年4月17日： 資本金の額を2億5,000万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更
- 平成25年11月27日： 資本金の額を2億5,000万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

投資運用の意思決定機構

1. 運用政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、運用政策会議において決定されます。運用政策会議は、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、リーガル&コンプライアンス部長を基本メンバーとして構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・運用政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・パフォーマンス・レビュー・ミーティング

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行い、当該ミーティングにおいて、報告・審議を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

・リスク・マネジメント・ミーティング

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、運用部に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

平成26年8月29日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	総資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	2	9,233
追加型株式投資信託	24	240,980
株式投資信託 合計	26	250,214
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	26	250,214

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- 3．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成していません。

(1) 【貸借対照表】

期別	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)			当事業年度 (平成26年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金			274,871		395,149		
2. 立替金			-		24		
3. 前払費用			6,064		4,101		
4. 未収入金			16,600		17,611		
5. 未収委託者報酬			60,866		100,196		
流動資産計			358,402	89.4	517,081	92.2	
固定資産							
1. 有形固定資産			10,553		9,475		
(1) 建物		9,900			9,900		
(2) 器具備品		8,851			9,081		
(3) その他		4,074			4,074		
(4) 減価償却累計額		12,272			13,580		
2. 投資その他の資産					34,361		
(1) 投資有価証券			-		100		
(2) 敷金		28,314	28,314		34,260		
固定資産計			38,867	9.7	43,836	7.8	
繰延資産							
1. 開業費			3,798		-		
繰延資産計			3,798	0.9	-	0.0	
資産合計			401,067	100.0	560,917	100.0	
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			8,471		15,361		
2. 未払金			23,371		52,381		
(1) 未払手数料		6,172			31,437		
(2) 未払消費税等		1,394			7,446		
(3) その他未払金	1	15,804			13,498		
3. 未払費用			107,862		123,236		
4. 未払法人税等			1,517		1,857		
5. 賞与引当金			14,116		10,322		
流動負債計			155,337	38.7	203,157	36.2	
固定負債							
1. 繰延税金負債(固)			-		0		
固定負債合計			-		0		
負債合計			155,337	38.7	203,157	36.2	
(純資産の部)							

株主資本							
1. 資本金			250,000	62.3		250,000	44.6
2. 資本剰余金			377,949			495,730	
(1) 資本準備金		350,000		87.3	450,000		80.2
(2) その他資本剰余金		27,949		7.0	45,730		8.2
3. 利益剰余金			382,220			387,970	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		382,220		95.3	387,970		69.2
純資産合計			245,730	61.3		357,760	63.8
負債・純資産合計			401,067	100.0		560,917	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)			当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬		433,397			861,299		
2. その他営業収益		45,443			240,318		
営業収益計			478,840	100.0		1,101,618	100.0
営業費用							
1. 支払手数料		49,661			265,661		
2. 広告宣伝費		35,186			79,057		
3. 支払投資顧問料		215,591			288,132		
4. 委託計算費		65,832			74,607		
5. 営業雑経費		5,076			6,556		
営業費用計			371,345	77.6		714,013	64.8
一般管理費							
1. 給料	1	335,471			580,777		
(1) 役員報酬		30,188			31,203		
(2) 給料・手当		270,631			364,767		
(3) 賞与		34,652			184,807		
2. 法定福利費		32,725			44,017		
3. 福利厚生費		542			353		
4. 賞与引当金繰入額		17,004			13,004		
5. 採用教育費		196			3,602		
6. 不動産賃借料		28,528			32,930		
7. 外注費		5,454			8,415		
8. 支払報酬料		11,050			6,699		
9. 諸経費	2	48,769			58,770		
一般管理費計			479,740	100.2		748,567	68.0
営業損失			372,245	77.7		360,962	32.8
営業外収益							
1. 受取利息		36			29		

2. 雑収入	0		0	
3. 為替差益	510		-	
4. 講演・原稿料収入	29		86	
営業外収益計		575	0.1	115
営業外費用				
1. 創立費償却	204		-	
2. 開業費償却	7,596		3,798	
3. 為替差損	-		2,001	
4. 雑損失	-		3	
営業外費用計		7,800	1.6	5,802
経常損失		379,470	79.2	366,649
特別損失				
1. 特別退職金	1,808		20,380	
特別損失計		1,808		20,380
税引前当期純損失		381,278	79.6	387,029
法人税、住民税及び 事業税		942	0.2	941
当期純損失		382,220	79.8	387,970

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期末首残高	250,000	460,000	5,921	465,921	587,972	587,972	127,949	127,949
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000				
資本準備金 の取崩		360,000	360,000					
欠損補填			587,972	587,972	587,972	587,972		
当期純損失					382,220	382,220	382,220	382,220
当期変動額合計	-	110,000	22,028	87,972	205,752	205,752	117,780	117,780
当期末残高	250,000	350,000	27,949	377,949	382,220	382,220	245,730	245,730

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本余剰金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期期首残高	250,000	350,000	27,949	377,949	382,220	382,220	245,730	245,730
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000				
資本準備金 の取崩		150,000	150,000					
欠損補填			382,220	382,220	382,220	382,220		
当期純損失					387,970	387,970	387,970	387,970
当期変動額合計	-	100,000	17,780	117,780	5,750	5,750	112,030	112,030
当期末残高	250,000	450,000	45,729	495,729	387,970	387,970	357,760	357,760

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 5～6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2．繰延資産の処理方法

(1) 開業費

会社開業後5年以内で月数を基準とした定額法により償却をしております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度
-------	-------

(平成25年 3月31日)	(平成26年 3月31日)
1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。	1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。
その他未払金 10,195千円	その他未払金 11,486千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
給料 335,471千円	給料 580,777千円
2 減価償却実施額	2 減価償却実施額
有形固定資産 2,306千円	有形固定資産 1,308千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	29,800株	10,000株	-	39,800株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 10,000株

当事業年度(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	39,800株	10,000株	-	49,800株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 10,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。

このため、信用リスクはありません。また、未収入金に係る信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

前事業年度（平成25年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	274,871	274,871	-
(2) 未収委託者報酬	60,866	60,866	-
(3) 未収入金	16,600	16,600	-

当事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	395,149	395,149	-
(2) 未収委託者報酬	100,196	100,196	-
(3) 未収入金	17,611	17,611	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
敷金	28,314	34,260

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	274,746	-
(2) 未収委託者報酬	60,866	-

(3) 未収入金	16,600	-
合計	352,212	-

当事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	395,149	-
(2) 未収委託者報酬	100,196	-
(3) 未収入金	17,611	-
合計	512,956	-

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成25年 3月31日）		当事業年度 （平成26年 3月31日）	
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳		1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳	
繰延税金資産	（千円）	繰延税金資産	（千円）
賞与引当金	5,365	賞与引当金	3,679
未払費用	1,098	未払費用	956
未払事業税	216	未払事業税	323
貯蔵品	604	貯蔵品	835
減価償却超過額	663	減価償却超過額	474
繰延資産償却超過額	158	繰延資産償却超過額	-
繰越欠損金	629,585	繰越欠損金	727,180
敷金償却費	78	敷金償却費	107
繰延税金資産小計	637,767	繰延税金資産小計	733,553
評価性引当額	637,796	評価性引当額	733,553
繰延税金資産合計	29	繰延税金資産合計	-
繰延税金負債		繰延税金負債	
原価算入交際費	29	原価算入交際費	-
その他有価証券評価差額金	-	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金負債合計	29	繰延税金負債合計	0
繰延税金資産（負債）の純額	-	繰延税金資産（負債）の純額	（0）
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、当 該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、当 該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため記載しており ません。		税引前当期純損失を計上したため記載しており ません。	
		3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及 び繰延税金負債の修正	

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与える重要な影響はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えると想定されるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	合計
240,318	240,318

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬861,299千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	240,318	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有)直接 100.0	事務委託 役員の兼任 増資の引受	出向者負担金	391,994	未払金	10,195
							第三者割当増資の引受	500,000		

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有)直接 100.0	事務委託 役員の兼任 増資の引受	出向者負担金	672,638	未払金	11,486
							第三者割当増資の引受	500,000		

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円) 140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	148,812	未払費用	79,698
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル) 143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	47,852	未払費用	15,700
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	45,443	未収入金	16,565

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	------------	-----	----------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	マニライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円) 140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	163,192	未払費用	84,119
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル) 143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	102,160	未払費用	24,065
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	240,318	未収入金	17,611

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (3) 第三者割当増資の引受については、平成24年3月12日および平成25年10月24日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (4) リエゾン報酬については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニライフ生命保険株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,174.12円	1株当たり純資産額	7,183.93円
1株当たり当期純損失金額	9,710.37円	1株当たり当期純損失金額	8,975.10円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
当期純損失(千円)	382,220	387,970
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	382,220	387,970
普通株式の期中平均株式数(株)	39,362	43,225

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。) または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ・ 定款の変更
発行可能株式総数の変更を行いました。
- ・ 出資の状況
減資および新株発行による第三者割当増資を行いました。

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成26年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (平成26年3月末現在)	

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成26年3月末現在)	
立花証券株式会社	6,695百万円 (平成26年3月末現在)	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円 (平成26年3月末現在)	
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成26年3月末現在)	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成26年3月末現在)	
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成26年3月末現在)	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 (平成26年3月末現在)	
宇都宮証券株式会社	301百万円 (平成26年3月末現在)	
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成26年3月末現在)	
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円 (平成26年5月末現在)	
株式会社ジャパネット銀行	37,250百万円 (平成26年3月末現在)	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
エポック社	121百万USドル (平成26年6月末現在)	主として機関投資家向けファンド等の設計・投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

(3) 「投資顧問会社」は、委託会社から運用権限の委託を受け、マザーファンドの一部を運用します。

3【資本関係】

（持ち株比率5%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【その他】

（1）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との主旨を示す記載

委託会社や当ファンドのロゴ・マーク等を使用することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

（2）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（3）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白倉 健司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 瀬底 治啓 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月17日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の平成26年2月11日から平成26年8月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の平成26年8月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。